

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 4月16日
【会社名】	中央魚類株式会社
【英訳名】	Chuo Gyorui Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 伊藤 裕康
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲 6丁目 6番 2号
【電話番号】	東京 (03) 6633 - 3010
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部本部長 三田 薫
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲 6丁目 6番 2号
【電話番号】	東京 (03) 6633 - 3010
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部本部長 三田 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年10月5日付で、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、同報告書の記載事項のうち、譲渡の理由、譲渡資産の内容、譲渡の日程、当該事象の損益に与える影響が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

#### (2) 当該事象の内容

譲渡の理由

譲渡資産の内容

譲渡の日程

#### (3) 当該事象の損益に与える影響

## 3【訂正内容】

訂正箇所には\_\_\_\_\_を付しております。

### 2 報告内容

#### (2) 当該事象の内容

譲渡の理由

##### (訂正前)

当社は、下記の譲渡対象不動産を社宅として活用してきましたが、老朽化に伴い譲渡することを決定いたしました。但し、本件契約は、売却後の跡地に建設される分譲マンションを優先的に購入する権利を有しており、当社はそのうち17戸を取得する予定となっております。

##### (訂正後)

当社は、下記の譲渡対象不動産を社宅として活用してきましたが、老朽化に伴い譲渡することを決定いたしました。但し、本件契約は、売却後の跡地に建設される分譲マンションを優先的に購入する権利を有しており、当社はそのうち17戸を取得する契約を締結しました。

譲渡資産の内容

##### (訂正前)

資産の内容及び所在地	帳簿価額	譲渡価額	譲渡益(注)	現況
東京都中央区築地7丁目14番1 土地(宅地):地積316.11㎡ 東京都中央区築地7丁目14番1 建物:床面積1351.54㎡	29百万円	700百万円	650百万円  (見込額)	社宅

(注) 譲渡益は諸費用などを見込んでおらず、現時点では確定しておりません。

##### (訂正後)

資産の内容及び所在地	帳簿価額	譲渡価額	譲渡益	現況
東京都中央区築地7丁目14番1 土地(宅地):地積316.11㎡ 東京都中央区築地7丁目14番1 建物:床面積1351.54㎡	29百万円	700百万円	670百万円	社宅

譲渡の日程

(訂正前)

平成31年3月 新規物件購入契約の締結・譲渡資産の所有権移転登記(予定)  
平成32年10月 新築建物引渡し(予定)

(訂正後)

平成31年3月29日 建築確認認可  
平成31年3月29日 取締役会決議  
平成31年3月29日 譲渡資産の所有権移転登記申請・新規物件購入契約の締結  
令和3年3月下旬 新規物件引渡し(予定)

(3) 当該事象の損益に与える影響

(訂正前)

上記固定資産の譲渡が業績に与える影響等については現在精査中であり、今後建設される分譲マンションの建築確認や新規物件購入契約の締結等の進捗により変動するため、現在の時点では未定です。

(訂正後)

本件の譲渡に伴い、平成31年3月期第4四半期に670百万円の特別利益を計上する予定です。

以上